

2020年3月

「ご契約のしおりー約款」の改定について

契約日が2020年3月2日～3月31日となるご契約につきましては、普通保険約款および特約条項の一部が改定となります。

次ページ以降をぜひご一読・ご確認のうえ、ドリームロード/ドリームロードステップ「ご契約のしおりー約款」（2019年4月作成）および保険証券とあわせて保管下さい。

ドリームロードステップ/ドリームロード

〈1〉 無配当一時払外貨建生存給付金付特殊養老保険普通保険約款のうち一部を次のとおりとします。

〈i〉 第8条（保険金または生存給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第④項を次のとおりとします。（88ページ）

④ 保険金または生存給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から保険金または生存給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認を行います。この場合、第③項の規定にかかわらず、保険金または生存給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 保険金または生存給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金または生存給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消（第10条）、不法取得目的による無効（第11条）または重大事由による解除（第15条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(エ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者、被保険者または保険金受取人の契約締結の目的または保険金請求の意図に関する契約の締結時から保険金請求時までにおける事実 (ウ) 契約者または被保険者の契約締結の目的または生存給付金請求の意図に関する契約締結時から生存給付金請求時までにおける事実 (エ) 第15条（重大事由による解除）第①項第(3)号(ア)から(ウ)に該当する事実の有無

〈ii〉 第9条（会社の責任開始時）第③項柱書を次のとおりとします。（89ページ）

③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付することにより、承諾の通知を行います。

〈iii〉 第28条（年齢または性別の誤りの処理）第(2)号を次のとおりとします。（95ページ）

項目	内容
(2) 契約日における実際の年齢および性別が、会社の定める取扱範囲外であった場合	会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに支払った生存給付金があれば返還を求め、またすでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。

〈2〉円換算払込特約の第5条（年齢または性別の誤りの処理の場合の特則）を次のとおりとします。（100ページ）

第5条（年齢または性別の誤りの処理の場合の特則）

主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定によりこの特約を付加した主契約が無効とされ、または取り消される場合には、会社は、指定通貨によって定めた一時払保険料を払いもどします。

〈3〉円換算支払特約の第6条（年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）を次のとおりとします。（102ページ）

第6条（年齢または性別の誤りの処理に関する取扱）

主約款に定める年齢または性別の誤りの処理の規定により主契約が無効とされ、または取り消された場合、会社が保険料を払いもどす際の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

大樹生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

TEL:03-6831-8000(大代表)

<https://www.taiju-life.co.jp/>